

審査基準及び標準処理期間

令和5年9月1日作成

法令等名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項	第39条
処分の概要	国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）	大阪府知事・大阪府公安委員会
法令等の定め	災害対策基本法施行令第33条第2項 （災害発生前における緊急通行車両の確認） 災害対策基本法施行規則第6条第1項及び第2項 （緊急通行車両についての確認に係る申出の手続）
審査基準	車両の使用者の申出を受けた大阪府公安委員会は、当該車両が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第10条、第11条、第16条又は第21条の規定により、国民の保護のための措置を実施しなければならない者の車両であり、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標準処理期間	5日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	警察署交通課交通規制係（ただし、交通規制係が未設置の警察署にあつては交通総務係又は交通係）及び地域交通課交通係・交通部交通規制課道路使用第二係
問い合わせ先	交通部交通規制課道路使用第二係 電話06-6943-1234 内線51833
備考	※の「行政庁の休日」とは、多さk負の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。